

宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱の取扱いについて

宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱の事務処理に当たっては、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 趣旨について（第1条関係）

市工事については、市長以外の市の機関及び市関係公社の発注する工事等を含むものとする。

2 入札参加資格停止について（第2条関係）

（1）入札参加資格停止を担当する部課

入札参加資格停止に関する事務については、総務部財政課において行うものとする。

（2）入札参加資格停止事案の報告

市工事を所管する各課長（以下「事業担当課長」という）は、所管する市工事で発生した事故等について、直ちに、口頭による報告を財政課に行うとともに、当該有資格業者に入札参加資格停止の理由があると認めるときは、入札参加資格停止事由発生報告書（様式第1号）を作成し、副市長に報告するものとする。

（3）入札参加資格停止の決定

副市長は、前号の規定により報告を受けたとき又はその他の情報により有資格業者に入札参加資格停止の事由があると認められたときは、宇和島市競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長の決裁を受け入札参加資格停止を決定するものとする。

（4）財政課長は、入札参加資格停止が決定されたときは入札参加資格停止通知書（様式第2号）により、事業担当課長に通知するものとする。

（5）副市長は、入札参加資格停止を決定するにあたり必要があると認めるときは、当該有資格業者及びその関係者からあらかじめ事情を聞くことができる。

（6）入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、既に措置されている入札参加資格停止の残存期間の満了日の翌日とする。この場合、入札参加資格停止の通知をするときは別途行うものとする。

（7）市との間で民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業（以下「PFI事業」という。）に係る契約を締結した同条第5項に規定する選定事業者が発注した当該PFI事業に係る建設工事及び建設工事に関する調査、測量又は設計業務については、市工事とみなして、別表第1第2号、第3号（建設業法違反に限る。）及び第4号から第7号並びに別表第2第11号（11）の規定を適用する。

（8）市が契約を締結した市工事以外のものについては、市工事とみなして、別表第2第4号から第9号の規定を適用する。

3 共同企業体に関する入札参加資格停止について（第3条関係）

- （1）第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たに入札に参加することが想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- （2）第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加資格停止については、第4条の規定に基づく短期加重措置の対象にしないものとする。

4 入札参加資格停止の期間の特例について（第4条関係）

- （1）有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加資格停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- （2）下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加資格停止の期間を越えてその入札参加資格停止の期間を定めることができるものとする。
- （3）事業担当課長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について第4条第5項又は第8項の規定により入札参加資格停止期間を変更又は解除することが適当と認めたときは、入札参加資格停止期間変更（解除）理由発生報告書（様式第3号）により副市長に報告するものとする。
- （4）副市長は、前号の規定により報告を受けた時は、審査会の審査を経て、市長の決裁を受け入札参加資格停止期間の変更又は解除を決定するものとする。

5 入札参加資格停止の通知等について（第5条関係）

- （1）財政課長は、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格業者に対し入札参加資格停止通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、入札に参加した実績がないなど必要がないと判断できる時は通知を省略できるものとする。
- （2）財政課長は、第4条第5項又は第8項の規定により入札参加資格停止期間を変更又は解除したときは、当該有資格業者に対し入札参加資格停止期間変更・（解除）通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- （3）財政課長は、上記（2）により通知したときは、事業担当課長に対し入札参加資格停止期間変更・（解除）通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- （4）財政課長は、第10条第1項の規定により入札参加資格停止の措置を受けたものとみなしたときは、当該有資格業者に対し入札参加資格停止通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- （5）財政課長は、第10条第2項の規定により入札参加資格停止の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し入札参加資格停止通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(6) 副市長は、第5条第2項の規定により報告を徴する必要がある場合には、当該工事等を所管する事業担当課長を経由して通知するものとし、事業担当課長はその改善措置を審査のうえ、その状況を「入札参加資格停止に係る改善措置について」(様式第9号)により報告するものとする。

(7) 市長は、別表第2第11号(1)又は(6)から(9)までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行ったときは、第5条第2項の規定に基づく改善措置の報告は事業担当課長を経ることなく有資格業者から徴するものとする。

(8) 市長は、第5条第3項に定める有資格業者に対する通知は、入札参加資格停止期間終了(継続)通知書(様式第9号)により通知するものとし、あわせて事業担当課長に対し入札参加資格停止期間終了(継続)通知書(様式第11号)により通知するものとする。

6 入札参加資格停止措置の特例について(第10条関係)

第10条第2項の規定による入札参加資格停止の期間は、既に措置されている入札参加資格停止の期間の残存期間の満了日(当該日が選定を受けた日以前である場合は、選定を受けた日)の翌日を始期とし、同項の重複する期間(当該期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間)とする。ただし、当該期間と当該有資格者について直近に措置した入札参加資格停止の期間の合計が36月を超えないものとする。

7 別表第1及び別表第2に関する措置要件の取扱い

別表第1号関係

措置要件	運用
虚偽記載	故意に施工実績、技術者の資格、工事経歴等について不実の記載をし又は誇大な記載をしたとき。
粗雑工事	1 会計検査院の指摘により、又は検査若しくは監査の結果、粗雑工事が判明し、その責任が業者にあると認められるとき。 ・補助金の返還対象となったとき。 ・文書による手直し又は補強工事を命じられたとき。 ・講評時に指摘されたとき。 2 死傷、損傷事故等が生じ、かしがあると認められたとき。
契約違反	1 正当な理由が無く契約を履行しないとき又は完成期日に工事が完成できないとき。 2 本市職員が行う監督、検査若しくは点検の実施を妨害し、又は指示に従わなかったとき。 3 債権の無断譲渡が行われたとき。 4 工事請負契約書約款に規定されている下請施工（再下請を含む。）承認申請又は通知を怠ったとき。 5 工事に関する調査、測量及び設計の業務委託において、設計業務等委託契約書約款に規定されている再委任（再々委任を含む。）承認申請を怠ったとき。 6 一括下請負（建設業法第22条第1項又は第2項違反）が行なわれたとき（再下請を含む。）。 7 正当な理由が無く契約を締結しないとき。 8 その他契約条項若しくは建設業法に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。
公衆損害事故	1 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみではなく資機材、排土等の運搬中、又は土捨場、資材置場等を含む。 2 自損事故、天災不可抗力による事故は含まない。 3 市工事において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(1)の場合とする。ただし、(2)によることが適当である場合には、これによることができる。 (1) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合 (2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

	4 一般工事において、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。
工事関係者 事故	公衆損害事故と同様

別表第2号関係

措置要件	運 用
贈 賄	1 代表役員等とは、個人経営にあつては事業主、会社その他の法人にあつては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員であること。 2 一般役員等とは、代表役員等以外の役員、支店及び営業所の長（建設業許可で定められた支店、営業所）であること。 3 使用人とは、代表役員等及び一般役員等以外の者を全て含む。 4 他の公共機関の職員とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに私人ではあつても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。
独占禁止法 違反行為	1 独占禁止法第3条に違反した場合は、次の（1）から（4）までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加資格停止を行うものとする。 （1） 排除措置命令 （2） 課徴金納付命令 （3） 刑事告発 （4） 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反による逮捕 2 独占禁止法第8条第1項1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加資格停止措置を行うものとする。 3 別表第2第4号から第6号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号から6号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。 4 別表第2第4号から第6号の措置要件に該当した有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決において、当該独占禁止法違反の首謀者であることが明らかになったときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。 5 別表第2第4号から第6号の措置要件に該当した有資格業者について、独占禁止法第7条

	の２第７項（過去10年以内に課徴金納付命令を受けた事業者が違反行為を繰り返した場合の課徴金の加算）の規定が適用されたときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。 6 別表第２第４号から第６号の措置要件は、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反した場合を含むものとし、違反があった旨の審決がなされたこと又は課徴金を納付すべき旨の審決がなされたことを知った後、速やかに入札参加資格停止措置を行うものとする。この場合、当該審決に至る経緯、内容等から、審判手続が開始されなかった場合の入札参加資格停止期間に比し、入札参加資格停止の期間を加重することができるものとする。
談 合	別表第２第７号から第９号の措置要件に該当した有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、談合に係る確定判決において、当該談合の首謀者であることが明らかになったときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。
建設業法違反行為	1 別表第２第10号について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。 イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合
暴力団関係者等	1 市長は、別表第２第 11 号（１）から（９）までの取扱いについては、建設業からの暴力団排除に関する合意書に基づき処理するものとする。 2 別表第２第 11 号（１）関係 （１）「経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ア 有資格業者の設立に参加した者又は出資者で、事実上経営に関与しているもの。 イ 有資格業者の顧問、相談役等の肩書を有し、経営に関与している者。 ウ その他の実質的に経営の意思決定に影響力を有していると認められる者。 （２）「暴力団関係者」とは、次の者をいう。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員 イ 愛媛県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等 3 別表第２第 11 号（２）関係 「暴力的不法行為等を行ったとき」とは、原則として、有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下「暴力団対策法施行規則」という。）第１条各号に掲げる犯罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。 4 別表第２第 11 号（３）関係 「暴力的不法行為をさせたとき」とは、原則として、有資格業者等が、暴力団、暴力団関

係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をするよう唆し、暴力団対策法施行規則第1条各号に掲げる犯罪行為の教唆犯の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

5 別表第2第11号（4）関係

（1）「準暴力的要求行為を行ったとき」とは、有資格業者等が、暴力団の威力を示して暴力団対策法第9条各号に掲げる行為を行った場合をいう。

（2）「暴力団対策法第10条の規定に違反する行為を行ったとき」とは、有資格業者等が、暴力団員に同法第2条第7号に規定する暴力的要求行為をするよう要求、依頼若しくは唆しをし、又は暴力団員による暴力的要求行為の現場に立ち会い、助勢した場合をいう。

6 別表第2第11号（5）関係

「暴力的要求行為に関与したとき」とは、有資格業者等が、暴力団員が暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為を行うとき又は行ったときに、相手方への連絡、口利き又は現場への同行をするなど、暴力的要求行為に至るまでに必要な行為をした場合をいう。

7 別表第2第11号（6）関係

「暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）有資格業者等が、用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目を問わず、正当な理由がない金品を暴力団等に与えたとき。

（2）有資格業者等が、暴力団等に事務所、住居若しくは車両等を提供し、又は貸与したとき。

（3）有資格業者等が、暴力団等に対し、事業遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品、役務等を社会通念上不適切な内容で提供、貸与、支給する等、便宜若しくは支援を行ったとき。

（4）有資格業者等が、商取引又は冠婚葬祭等の社会的儀礼行為において、社会通念上適切な額を著しく超えて金品を暴力団等に与えたとき。

（5）有資格業者等が、暴力団が組織として行う放免祝い、誕生会、事務所開き、葬儀等いわゆる「義理ごと」に、祝い金等の金品を供与し、又は建物、駐車場等を供与したとき。

（6）有資格業者等が、暴力団等を不当に高い額で下請業者として使用したとき。

（7）有資格業者等が、暴力団等が関与する諸行事に、名目の如何を問わず資金的援助をしたとき。

（8）その他名目の如何を問わず、有資格業者等が、暴力団等の維持運営に協力し、又は関与したとき。

8 別表第2第11号（7）関係

「暴力団の威力又は暴力団等を利用したとき」とは、暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったこと

をいい、必ずしも相手方に畏怖、困惑、不安又は迷惑の感を生じさせることを要しない。

- (1) 有資格業者等が、暴力団の事務所若しくは暴力団関係者の自宅内等で、その場所にいることを強調し、又はその場所に来訪若しくは連絡することを要求したとき。
- (2) 有資格業者等が、暴力団の名称、代紋等の入った名刺、バッジ等を示したとき。
- (3) 有資格業者等が、自己と親交のある者が暴力団関係者であることを相手方に告げ、若しくは察知させ、又は自己が暴力団関係者と親交のあることを承知している相手方に殊更に再認識させたとき。
- (4) その他不法、不当に暴力団の威力又は暴力団等を利用したとき。

9 別表第2第11号(8)関係

「暴力団等を不当に利用したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 有資格業者等が、自己が請け負った工事又は業務の全部若しくは一部を暴力団等に請け負わせたとき。
- (2) 有資格業者等が、暴力団等から労働力の供給又は派遣を受けたとき。
- (3) 有資格業者等が、暴力団等から物品の供給を受けたとき。
- (4) その他暴力団等を不当に利用したとき。

10 別表第2第11号(9)関係

「暴力団等と社会的に非難されるべき関係」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 有資格業者等が、暴力団等が関与する賭博、ノミ行為等に参加若しくは参加しているとき。
- (2) 有資格業者等が、暴力団等の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織、団体の会員（無尽を含む。）となっているとき。
- (3) 有資格業者等が、暴力団等と共同事業を行っているとき。
- (4) 有資格業者等が、暴力団等の事務所、自宅等に入出入りし、又は暴力団関係者が有資格業者の事務所、自宅等に入出入りする関係を有するとき。
- (5) 有資格業者等が、暴力団関係者とゴルフ、マージャン等の交遊をし、又は旅行若しくは飲食を共にするなどの関係を有するとき。
- (6) 有資格業者等が暴力団関係者の誕生会、冠婚儀式等の行事に参列し、又は暴力団関係者が有資格業者等の誕生会、冠婚儀式等の行事に参加する関係を有するとき。
- (7) その他密接な交友関係を有するとき。

11 別表第2第11号(6)から(9)までの適用に当たっては、当該行為の頻度、範囲、特別な事情などを総合的に勘案するとともに、当該行為が暴力団等から不当な要求によって行われているものと認められる場合には、有資格業者等から警察等関係機関への被害相談、申告等によって、入札参加資格停止措置を免除又はその期間を減軽することができるものとする。

12 別表第2第11号(11)関係

- (1) 当該措置要件は、有資格業者である下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）が暴

	力団等から不当介入を受けながら、請負者への報告を怠った場合を含むものとする。 (2) 同一事案において、当該行為に該当する有資格業者等が別表第2第11号(1)から(10)までのいずれかの行為にも該当することが判明した場合は、当該行為ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって適用する。
不正又は 不誠実な行為	1 別表第2第13号関係 (1) 業務とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること (2) 業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として次の場合をいうものとする。 ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 イ アに掲げる場合のほか、業務に関して、法令違反等があった場合 ウ ア又はイに該当する業務に関する法令違反等に関与したと認められる場合 エ 市発注工事に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合 (3) 競売入札妨害罪（刑法第96条の3第1項）については、談合罪（刑法第96条の3第2項）に準じて別表第2第7号ないし第9号を適用して入札参加資格停止措置を行うものとする。 2 別表第2第14号については、代表取締役等が私的不法行為を行ったとき。

附 則

この取扱いは、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年5月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の宇和島市建設工事等指名停止措置要綱の取扱の規定による指名停止は、改正後の宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱の取扱の規定による入札参加資格停止とみなす。